

個人情報保護委員会（第146回）議事概要

- 1 日時：令和2年6月24日（水）14：30～15：00 オンライン開催
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局次長、佐脇審議官、青山総務課長、三原参事官

3 議事の概要

- (1) 議題1：法務大臣（戸籍関係情報の提供に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、戸籍関係情報の提供に関する事務の全項目評価書について、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、適合性及び妥当性の審査結果について説明を行った。

本評価書は承認され、法務省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。

- (2) 議題2：情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について

事務局から資料に基づき説明を行った。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について原案のとおり了承され、公表することとなった。

- (3) 議題3：個人情報保護法ガイドラインの改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「ホームページでの注意喚起や相談ダイヤルなど、委員会の日頃の活動を踏まえて、節目においてガイドライン等に反映させていくことは、事業者にとっても、個人にとっても、一覧性のある形で法令を理解する上で大変有効。とりわけ、今回は、感染症の拡大防止や災害対応目的での例外的扱いなど時宜を得た項目を盛り込んでいるので、速やかに手続をとり成案を得たい」旨の発言があった。

丹野委員長から「前回改正から約1年半ぶりの改正となる。パブリックコメントを実施し、提出された御意見を踏まえ、適切に対応したい」旨の発言があり、原案の内容によりパブリックコメントに付すことについて了承された。

- (4) 議題4：地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり了承された。

熊澤委員から、「今般の新型コロナウイルス感染症対策の過程で、感染者情報の取扱いや公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて多くの議論があっ

たと承知。委員会としても関係省庁と連携して、Q & Aの発出や、接触確認アプリにおける情報の取扱いの検討等を行った。しかし、国、地方公共団体及び民間事業者が相互に協議を行うことを要する局面において、その調整役が明確でなかったことも一部批判されているところ。これは、この事案に限定した論点としてとらえるべきではなく、反省点として今後に生かすべきである」旨の発言があった。

中村委員から、「事務局が地方自治体を対象に実施し5月に公表した「個人情報保護条例に係る実態調査」によると、「現状の制度運用における課題・支障」は「ない」と回答した自治体は、都道府県で8.5%、市町村で5.1%と、極めて少なく、ほとんどの団体が現状に課題があると考えていることが分かった。一方で「地方公共団体において統一的な個人情報保護規律が設けられた場合の支障・課題」について、課題は「ない」と回答した自治体は、都道府県で0.0%、市町村で7.3%と、一元化をする場合でもほとんどの団体が、課題が「ある」と認識していることも分かった。このような状況においては、法制の調和を進めるという方向性を踏まえつつ、国と地方の役割分担の在り方について議論を深め、地方公共団体の特性に応じた対応を要する部分を正しく見極めていただくことが大事。引き続き、地方公共団体の意見を丁寧に聞き、建設的な対話を進めていくことが重要である」旨の発言があった。

藤原委員から、「我が国の個人情報保護法制は一部の先駆的的地方公共団体による条例制定から始まった。その地方分権的運用にはそれぞれの事情や成果もあり、今日の個人情報保護法制の定着に大きく貢献した。他方、普通地方公共団体と特別地方公共団体とを比較すると、いまだに相当数の特別地方公共団体は条例の規律の対象でなく、特別地方公共団体が独自の規律をもつ場合も個人情報保護法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と比べてまちまちである。また、自治体全般の運用の実態については、地方公共団体の規模にも左右されているというのも事実。自治体が個人情報保護条例を独自に展開させてきた時期には、今日のグローバル化やビッグデータの時代は予想していなかったものと思われる。条例は自治事務のため支障がなければその解釈・運用がまちまちとなるのは当然である一方で、団体間でのデータ流通の日常化によって、団体ごとの規律である条例の限界も見え始めており、そのような指摘があることも受け止めなければならない。こういった今日的課題に対応し得る法制の在り方という視点が必要。例えば学術・医療などの個別の分野ごとに立法事実を精査し、全国一律的な規制が必要であるか制度として検討することが考えられる。さらに、我が国の個人情報保護の司令塔としての役割を担う委員会が、住民の権利利益の保護という観点から、地方公共団体の保有する個人情報に対し関与していくことも検討されて良いものとする」旨の発言があった。

以上